

## 第1章 定数・任用

### 浜田地区広域行政組合職員定数条例

平成9年3月31日

条例第8号

改正 平成11年3月31日条例第3号 平成12年3月3日条例第2号  
平成14年3月8日条例第2号 平成15年3月3日条例第2号  
平成17年3月10日条例第1号 平成17年9月30日条例第5号  
平成18年3月6日条例第1号 平成18年10月20日条例第5号

第1条 この条例は、浜田地区広域行政組合同規約（平成17年9月30日島根県知事許可）第12条第3項の規定に基づき、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）に常時勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の定数は、24人とする。

第3条 次に掲げる職員は、定数外とし、復職によって生じた過員は逐次調整し、第2条の定数に復するものとする。

- (1) 他の地方公共団体に派遣されている職員
- (2) 組合の行政運営上職員にその業務に従事させる必要があると認められる公社その他の団体に派遣されている職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられた職員
- (4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する専従許可を受けた職員

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月3日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月8日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月3日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月10日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第5号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月6日条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月20日条例第5号)

この条例は、平成18年12月1日から施行する。